

建物の新築や建替えをした際は、市へ届出を！

●住居表示を実施した区域では、家の住所・事業所等の所在地を土地の地番ではなく、「〇〇丁目〇番〇号」で表します。この「〇号」は、住居番号といい、建物ごとに付き、出入口によって決定します。



●住所は、みなさまからの届出に基づいて付けます。住所が確定しない建物には住民登録が出来ず、郵便物が届かない場合がありますのでご注意ください。

●事務所等を開設する場合は、法人登記や所在地を決める前に、届出をお願いします。

※届出をしないで間違った住所を使用されますと、訂正手続きで多くの時間や費用がかかることがあり、郵便物等の配達に支障が生じる場合があります。

※今まで住んでいた場所での建て替え・増改築をして出入口が変わる場合、また建物を滅失した場合（滅失した時点で、これまでの住居番号は使えません）も、住居番号設定（変更・廃止）申出書による届出が必要になります。

※住居表示が実施されていない区域は、土地の地番が住所となりますので、届出の必要はありません。

記載例

富士吉田市	下吉田六丁目
-------	--------

住居新築（移転）届及び 通路新設（変更）届	
平成 26 年 4 月 1 日	
富士吉田市長 堀内 茂 殿	
富士吉田市住居表示に関する条例第3条第1項、第2項の規定により、 次のとおり、届出ます。	
住所	富士吉田市上吉田東7-11-1
〇市町区	富士 吉田
〇地区	下吉田（西） 61 年 6 月 1 日
〇地区内	0555 - 22 - 1111
〇地区内	富士吉田市下吉田六丁目1842（876-2）
〇地区内	① 新築 ② 移転 ③ 変更 ④ その他
〇地区内	① 新築 ② 移転 ③ 変更 ④ その他
〇地区内	① 新築 ② 移転 ③ 変更 ④ その他

届出人 住所 富士吉田市下吉田六丁目11番32号
氏名 富士 吉田
生年月日 平成 26 年 4 月 1 日
電話番号 0555 - 22 - 0650



□ 届出時期は？

建物の外装等がおおむね完成し、出入口の位置が決まりましたら届出してください。

□ 届出に必要な書類は？

- ① 住居新築（移転）届及び通路新設（変更）届
- ② 建築確認済証
- ③ 建築確認申請書（第1面～第3面）
- ④ 位置図（案内図）
- ⑤ 建物配置図
- ⑥ 建物平面図（1階）
- ⑦ 公図

◎住居新築（移転）届及び通路新設（変更）届及び住居番号設定（変更・廃止）申出書について

市HPからダウンロードできます。住居表示担当窓口にもありますので、届出時にご記載いただくことも可能です。

□ 届出できる方は？

建物の所有者や居住者、建築・不動産業者等の関係者の方

※現地調査が必要な場合は、翌日以降の決定になることがあります。時間に余裕をもって届出をお願いします。

※貸家、共同住宅などは、なるべく建物名称が決まった段階で届出してください。（住民票の住所に反映させるため）

※届出に必要な書類はコピーでも差支えありませんが、図面は縮小しないでください。

※手数料は無料です。

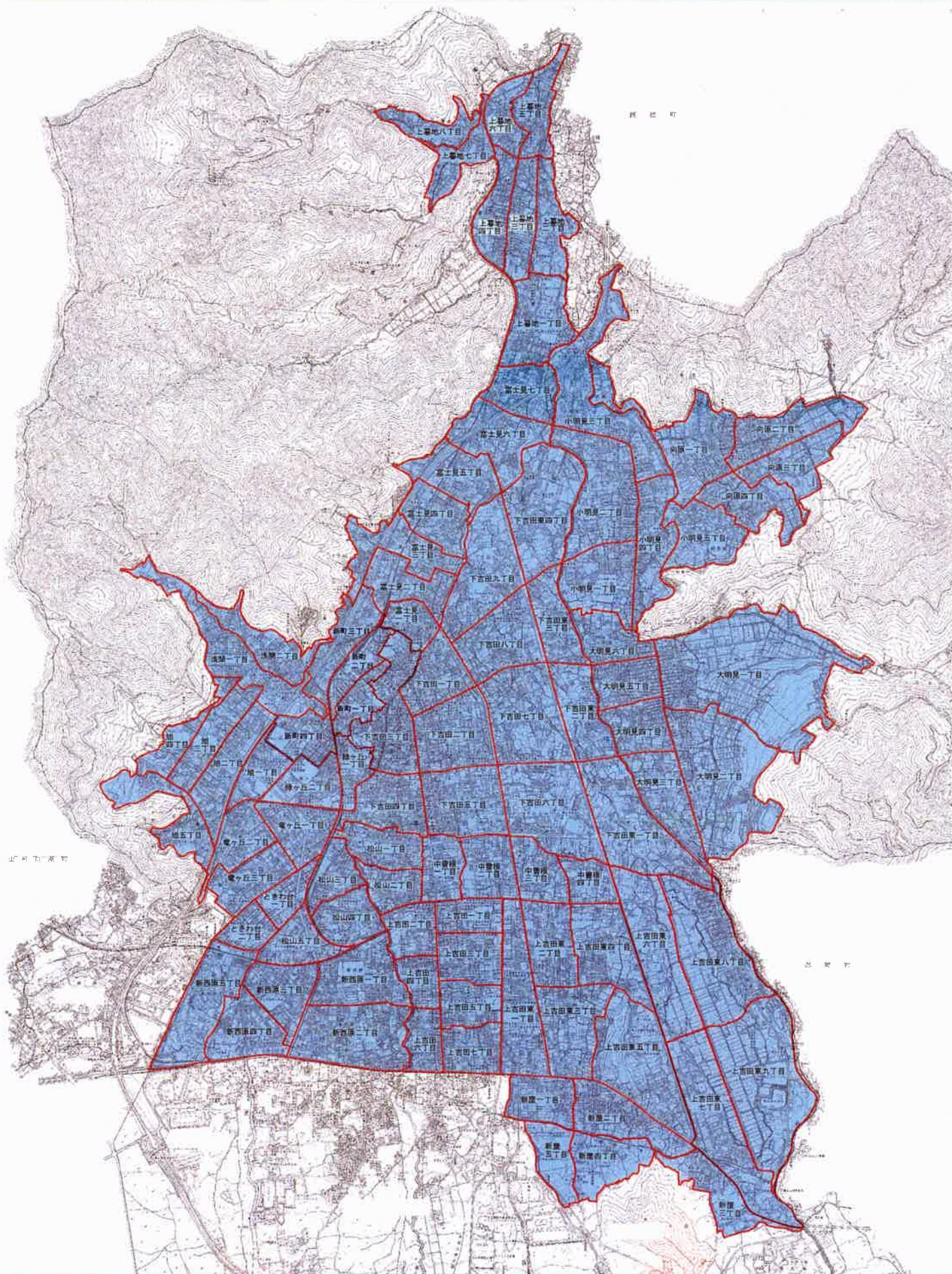
※窓口に来庁される際は、本人確認書類をお持ちください。

問合せ・届出先

富士吉田市役所市民課住居表示担当 TEL:0555-22-1111(内線)633.158 FAX:0555-22-3356

既に、届出を完了されている場合は、ご容赦ください。

富士吉田市 住居表示実施状況



※住居表示実施区域外での新築・建て替えの場合は、届出の必要はありません。

※住居表示実施区域の住所は、「例：富士吉田市下吉田〇丁目〇番〇号」となり、住居表示実施区域外の住所は、土地の地番を使って住所を表示します。